

建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料  
(国・地方公共団体等内部用)

平成 29 年 8 月

国土交通省



## はじめに

建設工事で発生した土砂（建設発生土）は、自らの工事内や他の建設工事、又は建設工事以外の用途において有効に利用されることが望ましいが、一部の建設発生土については利用先が見つからず、その他の受入地に搬入されている。

受入地の多くは、森林法や砂防法などの法令により、土地の形質変更について規制が行われているが、一部の悪質な受入地においては、無許可又は許可条件に違反した行為が行われ、過去には、崩落に至る事案も発生している。一部の地域については、崩落には至らないものの、仮置きと称して事実上の放置を行うこと、他人の土地を侵害すること、反社会的勢力との関係が疑われる実態のない会社が関与していることなどが指摘されている。

こういった事案は、主に大都市周辺部の山間部で発生しており、再発の防止が必要となった地方公共団体などでは、法令に基づく指導・監視体制の強化や、いわゆる土砂条例の制定（ex.千葉県：H9～）が行われ、効果を発揮してきた。

ただし、一部の地方公共団体では、近年になっても大規模な崩落事案が発生したことから、法令の運用の見直しと条例の制定が行われたところであり、現在、再発防止に向けた取組が行われている。

公共事業においては、建設発生土の有効利用の促進に向けて、土量調整など国を中心とした施策や、地域の実情に応じた地方公共団体独自の取組が行われてきた。現在では、公共工事で新材（山砂等）を購入するケースは大幅に減少しているが、上記のような受入地に係る課題が未だに見受けられる地方公共団体では、有効利用の促進に向けた更なる取組が求められる。

また、国等が行う公共事業では指定処分が徹底されているものの、一部の地方公共団体においては未だに自由処分を行っており、発注者が知らないうちに、悪質な受入地に搬入されている可能性が否定できない場合もある。

上記のように、建設発生土の受入地については、多岐にわたる法律に関わる実務者が関係し、これまでは、それぞれの機関或いは分野において取組が進められてきた。しかしながら、法律は異なったとしても、対象とする相手や事象は類似しており、留意点や考え方の一部は共通することが考えられるし、建設工事の発注部局の実務者も含めて全体を捉えて連携することにより、より効果的な対策が講じられる可能性もある。

そこで今般、国土交通省、農林水産省、環境省が連携し、警察庁の助言を頂きつつ、先進的な取組みを行っている地方公共団体の実務担当者にヒアリングを行うなどして、基礎的な情報や、留意点・アイデアなどについて参考資料として取りまとめた。

経験が豊富な地方公共団体担当者によれば、不適切な事案への対応は、問題が深刻化してからでは解決が難しくなるので、初期対応を速やかに、かつ毅然と行い、行為が小規模なうちに対応するよう心がけているとのことである。市民からの情報があるにも関わらず、あるいは、いずれかの部署で異変を感じているにも関わらず、庁内での役割分担が明確になっていないことや、自らの所掌でないからといって見てみないふりをしていると、問題が大きくなってしまおうとの声がある。また、庁内の関係者が情報共有を密にし、速やかに連携して対応することが重要であることや、指導している状況を公にすることで悪質な行為者への抑止力になるとの指摘もある。

本資料は、そのような自治体の経験も含めて取りまとめたものであり、各機関における研修等において、諸法令や条例、地域の状況に応じた知見と併せて使用されることを想定している。現場での実務に携わる行政担当者にとって一助となり、不適切な事案の発生や深刻化の防止に繋がれば幸いである。

# 目 次

## はじめに

### 1. 背景・現状等

- (1) 建設発生土の崩落問題について …… 1
- (2) 過年度における建設発生土の崩落事例 …… 2
- (3) 土砂条例の制定状況 …… 3

### 2. 既存の法令や条例の下で崩落を防止するための取組

- (1) 崩落の危険性を十分に認識するための取組 …… 5
- (2) 問題のある行為者へ速やかに対応するための取組 …… 6
  - 1) 許可を受けていない行為や許可内容違反を早期に発見するための取組 …… 6
  - 2) 権限を行使し、許可内容を遵守させるための取組 …… 7
  - 3) 崩落事案に対する組織的な取組 …… 8

### 3. 建設発生土の有効利用と排出を適切に行うための取組

- (1) 建設発生土の有効利用の促進 …… 9
- (2) 建設発生土の適正処分の実施 ……10

### 4. その他

- (1) 新たな問題に対する土砂条例の制定等 ……11
- (2) 問題が顕在化するおそれのある地域における予防策 ……11

- 【別添資料】** ……12

## 1. 背景・現状等

### (1) 建設発生土の崩落問題について

- ① 建設工事で発生した土砂（建設発生土）は、自らの工事や他の工事、採石場跡地等での利用が行われているが、利用が行われなかった土砂の一部は、山間部などに搬出。
- ② 受入地では、区域に応じた法令や一部の地域において制定されている、いわゆる土砂条例が地方公共団体等によって執行されており、大部分については適切な管理が行われている状況。
- ③ しかしながら、一部の場合については、森林法や砂防法などの関係法令や土砂条例に違反し、適切な管理が行われず、特に悪質な場合においては崩落事故が発生。平成 26 年 2 月には、大阪府豊能町において崩落事案が発生し府道が通行止めとなるなどの被害が発生しており、平成 27 年 7 月には「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」が施行。
- ④ 土地の所有者と盛土の行為者には、適正管理の責任や関係法令等に準拠する義務が他の構造物等と同様にあるにも関わらず、遵法意識や技術力の不足などから、このような違反行為及び崩落事故が発生した場合には、人的・物的被害が発生するだけでなく、

罰則（懲役・罰金）が科される可能性や損害賠償の責務を負う可能性。

⑤ 過去の崩落事故を分析したところ、崩落の防止に向けては、地方公共団体が各組織において崩落の危険性に対する認識の改善や体制の構築を行い、法令や条例の下での現場の執行力をより高めることが課題となっていることから、その解決に向けた検討を行う場合の参考となることを期待し、本資料を作成。

⑥ 本資料では、建設工事で発生した土砂（建設発生土）が現場外に搬出され、山間部等に盛上げられたあるいは投棄された土砂の崩落問題について記述。なお、産業廃棄物等の不法投棄が疑われる事例や目的物を造成するために盛土を行う事例については対象外であり、関係する法令に基づいて適切に施工が行われることが必要。

## （２） 過年度における建設発生土の崩落事例

① 平成 13 年からの 15 年間に、全国で 14 件の崩落事案が発生していたことを確認。大都市周辺部を中心に発生しており、都市部の建設工事等から搬出された建設発生土である可能性。

- ② 14 件の崩落事案のうち、人的な被害が発生したのは 1 件。その他の事案においても、道路の通行止め、河道への流入、停電等の被害が発生。
- ③ 14 件の崩落事案のうち、10 件は法令・土砂条例の対象（当時は対象で無かった 4 件のうち 3 件の地域についても、その後に土砂条例が制定）。このうち 9 件については、指導や命令は実施されているが、罰則は適用されていない。
- ④ 法令・土砂条例の対象であったにも関わらず、崩落を未然に防止できなかった原因は、危険性を十分に認識できていなかった事例が 4 件、行為者への対応が結果として遅れた事例が 8 件（重複あり）。
- ⑤ 崩落事案発生により代執行を行った場合、要した費用を後日に行為者へ要求しているが、回収が完了していない例が大部分。周辺住民との調和や安全確保を十分に考慮していない悪質なケースが見受けられ、事故後に営業を中止しているなど、多くは責任が果たせない又は果たす意思のない行為者。

### (3) 土砂条例の制定状況

- ① 土砂条例は、平成 9 年に千葉県で制定された条例をはじめとし



て、47 都道府県のうち 20 都府県において制定されており、全国 791 市（市町村は 1,718(東京 23 区を含むと 1,741)) のうち約 2 百市（市町村では約 3 百）においても制定。制定している地方公共団体の分布状況を見ると、関東地方以南の大都市周辺と四国地方に集中している傾向が見受けられる。

② 土砂条例に係る都道府県と市町村の関係は、都道府県条例において市町村に権限を委譲（県条例の適用除外）している場合、都道府県条例を補完して市町村条例が制定されている場合、都道府県条例が無く市町村条例のみが制定されている場合など多様。

③ 都府県での条例制定の目的は、盛土の崩落防止のみを目的とした土砂条例が 2 府 8 県、土壌汚染防止や産業廃棄物の不法投棄の防止の観点と併せて盛土の崩落防止を目的とした土砂条例が 8 県、自然や環境の保全の一部として盛土の崩落防止も目的としている問題も扱っている土砂条例が 1 都 1 県。

④ 土砂条例で規定している事項は、地域の状況に応じて様々である。条例が適用の除外となる関係法令は自治体によって異なり、土質分析を義務づけている条例や、他県からの搬入を禁止している条例などもある。

- ⑤ 条例の運用にあたって、関係部局や捜査機関との連携を行いながら、定期的なパトロールを行っている自治体もある。

## 2. 既存の法令や条例の下で崩落を防止するための取組

(崩落の危険性がある事案について、地方公共団体において適切に認識し、法令・条例の運用の実行性を高めるための取組として考えられる例)

### (1) 崩落の危険性を十分に認識するための取組

- ① 崩落が生じた場合の被害を想定することが重要であり、住宅への流入のほか、道路、河道、農地、架線等への影響について考慮。
- ② 地形や地質、原地盤の強度、湧水など現地の状況は複雑であるとともに、搬入される建設発生土は均一であるとは限らない素材であることに留意。
- ③ 一部の土砂条例では具体の数値基準を示しており、行為者（申請者）及び行政担当者にとっての明瞭性・簡便性等からは合理的。ただし実際には、一律の外形的な基準だけで判断することは困難な場合があると考えられるので、必要に応じて、現地の状況や搬入された建設発生土の特性、放置期間や現地の降雨状況に応じた排水施設の設置状況、点検の方法や頻度などの管理状況による影

響についても留意。

- ④ 大規模な盛土や特殊な条件下の盛土については、地質調査や安定計算による確認、小崩落や雨天時の濁った湧水など崩落の兆候のモニタリングが必要となり得ることに留意。
- ⑤ 一般的に、気象条件によって崩落の危険度が増加すると考えるが、直前に大きな降雨・降雪が無い場合であっても、崩落が生じる可能性があることに留意。
- ⑥ これらの留意点は、不適切な行為への対応だけでなく、盛土を行う場合一般の設計・施工・管理時においても同様であり、十分な技術力をもった技術者が全般にわたって関与することや、記録を適切に保存することが重要であることに留意。

## (2) 問題のある行為者へ速やかに対応するための取組

### 1) 許可を受けていない行為や許可内容違反を早期に発見するための取組

- ① 事態が深刻化して手遅れとなる前に、早期に発見を行うことが必要。
- ② 現地の状況の変化に気づきやすい、住民や関係機関等と連携することが有効。

## 2) 権限を行使し、許可内容を遵守させるための取組

- ① 不適切な行為が疑われるなど注意が必要な盛土については、急速な施工などの不測の事態に対して適切な指導や処分を行えるよう、事前に責任者、事業の目的、施工体制、関連する法令等について既存の申請書類等で確認。
- ② 不適切な行為が明らかになった場合には、土地所有者と行為者の氏名や責任関係、土砂の搬入元、法令の根拠等を確認した上で、文書によって速やかに指導・命令。
- ③ 行為者に法令や条例に違反している事実を認識させ、改善策を速やかに作成させることが必要。
- ④ 将来的に告発や代執行まで至る可能性が考えられる場合には、初期の段階から関連情報や経緯、行政指導の考え方や実績等を整理するとともに、崩落が生じた場合の人的・物的被害についても想定。
- ⑤ 法令等に違反した不適切な事案が発生した受入地においては、受入地に係る関係法令の担当部局、環境部局、捜査機関、労働基準監督署、周辺の発注部局などの関係機関に対して情報提供を行うことや、告知のための看板の設置やヒアリングなどにより、搬

入しようとする運搬者及び建設業者に対して注意喚起を行うことが有効。

- ⑥ 関係法令で違法な行為に対する考え方等について整理されている場合は、その趣旨を理解し、適切に対応することが必要。

### 3) 崩落事案に対する組織的な取組

- ① 不適切な行為に対しては、地域の実情に精通し、法令や技術的事項に関する知見、行為者等に対応できる経験や能力を有する職員に担当させることや、庁内において不法投棄への対応を行った経験がある部局と協力するなど、組織的な対応体制の構築が重要であることに留意。
- ② 市町村において情報や経験が不足している場合は、関係する行政機関や研究機関等からの助言を得ながら対応。
- ③ 捜査機関による対応が迅速に行われるよう、想定される被害を含めて早期に情報を提供。
- ④ 崩落事案によって公共施設等に被害が及ぶ可能性がある場合には、それらの管理者に対して早期に情報を共有。
- ⑤ 他の法令に違反する可能性がある場合は、受入地に係る関係法令の担当部局や環境部局、労働基準監督署などの関係機関と緊密

に連携して対応。

- ⑥ 告発など様々な事案への対応の実績は、新たな事案に対応するための知見となるとともに、行為者への抑止力となりうるので、事例を蓄積し、庁内で共有。

### 3. 建設発生土の有効利用と排出を適切に行うための取組

#### (1) 建設発生土の有効利用の促進

- ① 各地方建設副産物対策連絡協議会が行っている公共工事土量調査や（一財）日本建設情報総合センターが運営している建設発生土情報交換システム、（株）建設資源広域利用センターによる斡旋の仕組みを活用するなど有効利用を促進。
- ② 問題が顕在化している地域においては、都道府県や市町村が協力しながら、一部の地方公共団体が行っている建設発生土のリサイクルプラントやストックヤードの設置・認定などの取組を促進。
- ③ 採石場跡地や鉱山跡地の埋立てなど建設工事以外にも建設発生土を活用できる可能性があるので、地域の実情を踏まえて利用先の拡大について検討。

## (2) 建設発生土の適正処分の実施

- ① 地方公共団体が発注する一部の工事等では、依然として自由処分が行われているが、指定処分など建設発生土の適正な取扱いを徹底。
- ② 問題が顕在化している地域においては、民間工事の発注者や受注者に対する適正処分に関する意識の向上や、一部の地域が行っている適正な受入地の登録リスト化などの取組を促進。

## 4. その他

### (1) 新たな問題に対する土砂条例の制定等

- ① 過去に問題が顕在化していた地域では土砂条例の制定が進み、崩落事案が減少したことを踏まえ、他の地域において既存の法令のみで対応が困難な問題が発生し、又は想定される場合には、本資料や先行事例を参考にしながら土砂条例を制定するなどの対応を検討。
- ② 一部の地域においては、県の基準以下の小規模な行為については市の土砂条例の対象としていたり、許可不要な行為であっても、不適切な状況が明らかになった場合には行政が指導・命令を行うことの出来る権限を規定。

- ③ 自らの土砂条例の適用範囲を理解した上で、適用されない規模等の行為で危険性が明らかになった場合の対応について、あらかじめ検討。

## (2) 問題が顕在化するおそれのある地域における予防策

- ① 崩落が懸念される盛土がある場合にはリスト化を行い、庁内等で共有しながら様々な機会を通じて確認。
- ② 関係する法律の適用状況や崩落事案に関する経験やノウハウ等を蓄積し、組織内や関係機関と共有するとともに、担当する職員に対して常日頃から十分な研修等を実施。

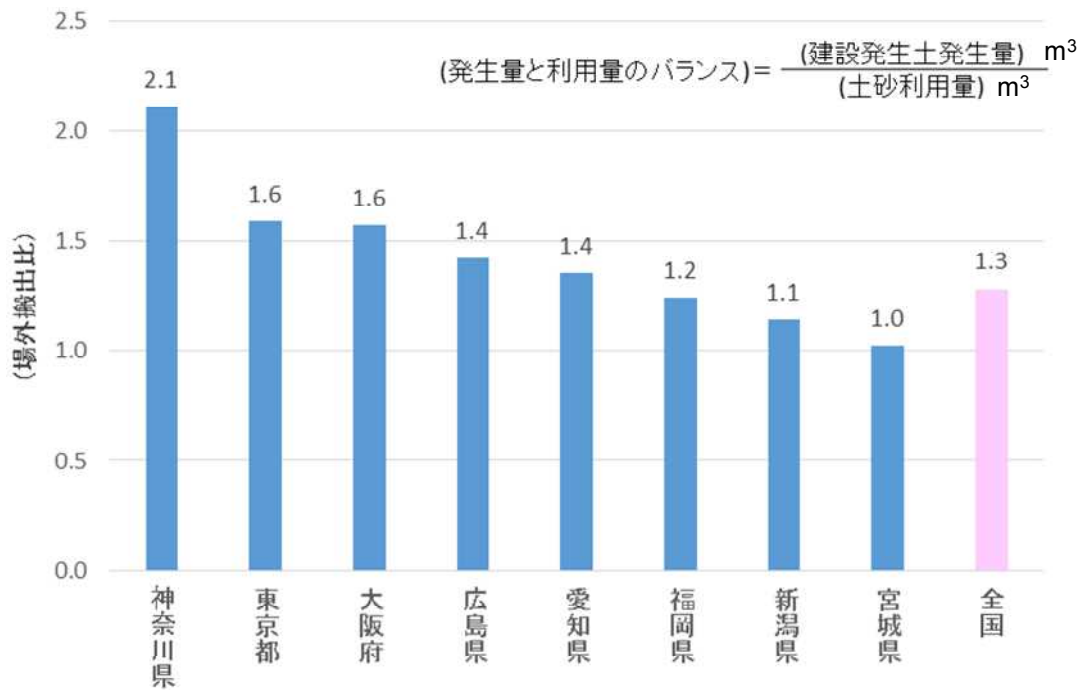


## 【別添資料】

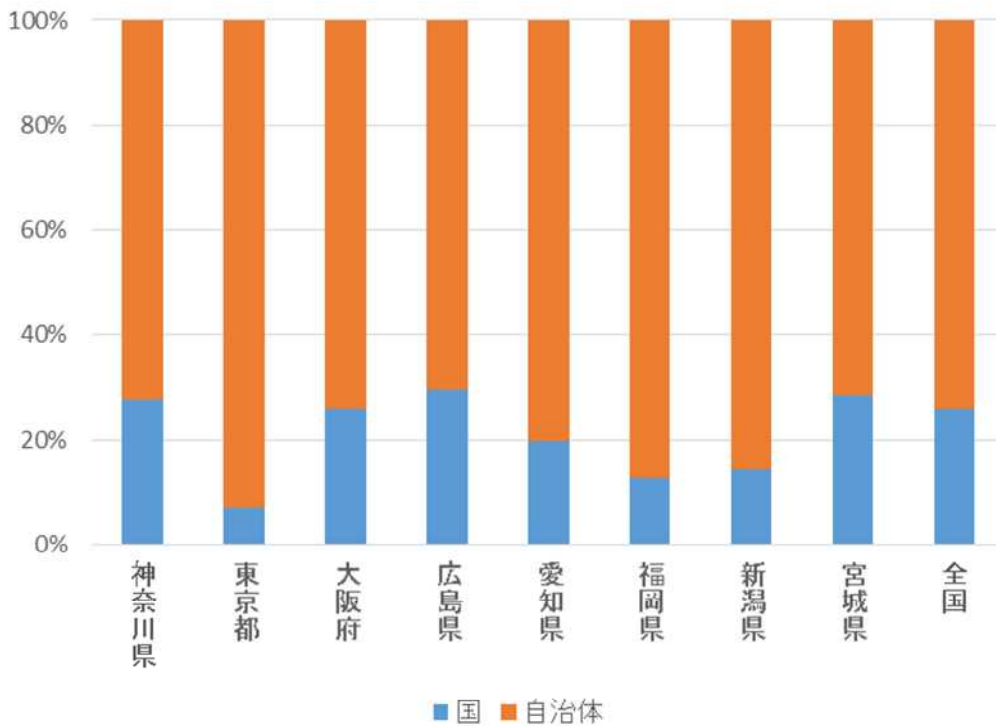
a. 建設工事における土砂の発生量と利用量のバランス	…13
b. 建設発生土等に対する規制が適用される既存法令等	…14
c. 建設発生土の崩落事案の発生状況（平成13年以降、14事例）	…15
d. 過去の崩落事案の概況（平成13年以降）	…16
e. 崩落に至った行為に対する事前の対応状況（平成13年以降、14事例）	…17
f. 土砂条例の制定状況（都道府県条例）	…18
g. 土砂条例の改正経緯（例）	…19
h. 様々な土砂条例（県条例と市町村条例の関係）	…20
i. 様々な土砂条例（20都府県、目的別）	…21
j. 様々な土砂条例（条例が適用除外となる法令）	…22
k. 岐阜県における指導状況の公表状況	…23
l. 行政における連携強化のイメージ（近畿地方）	…24
m. 地方建設副産物対策連絡協議会等の設置状況	…25
n. 建設発生土情報交換システムの概要	…26
o. （株）建設資源広域利用センターの概要	…27
p. 建設発生土の官民有効利用試行マッチングの概要	…29
q. 地方公共団体における土質改良プラントの認定制度（例）	…32
r. 建設発生土の利用に向けた自治体における取組み（例）	…33
s. 福岡市におけるリサイクルプラントの認定制度	…34
t. 指定処分の実施（国土交通省通知）	…35
u. リサイクル原則化ルール（国土交通省通知）	…37
v. 受入地の登録制度の普及状況（例）	…39
w. 受入地の登録制度の普及状況（近畿地方）	…40
x. 全国暴力追放運動推進センターHP（一部引用）	…41

○ 建設工事における土砂の発生量と利用量のバランス

・ 建設発生土の発生量と利用量のバランス



・ 建設発生土の場外搬出量割合（公共事業、発注者別）

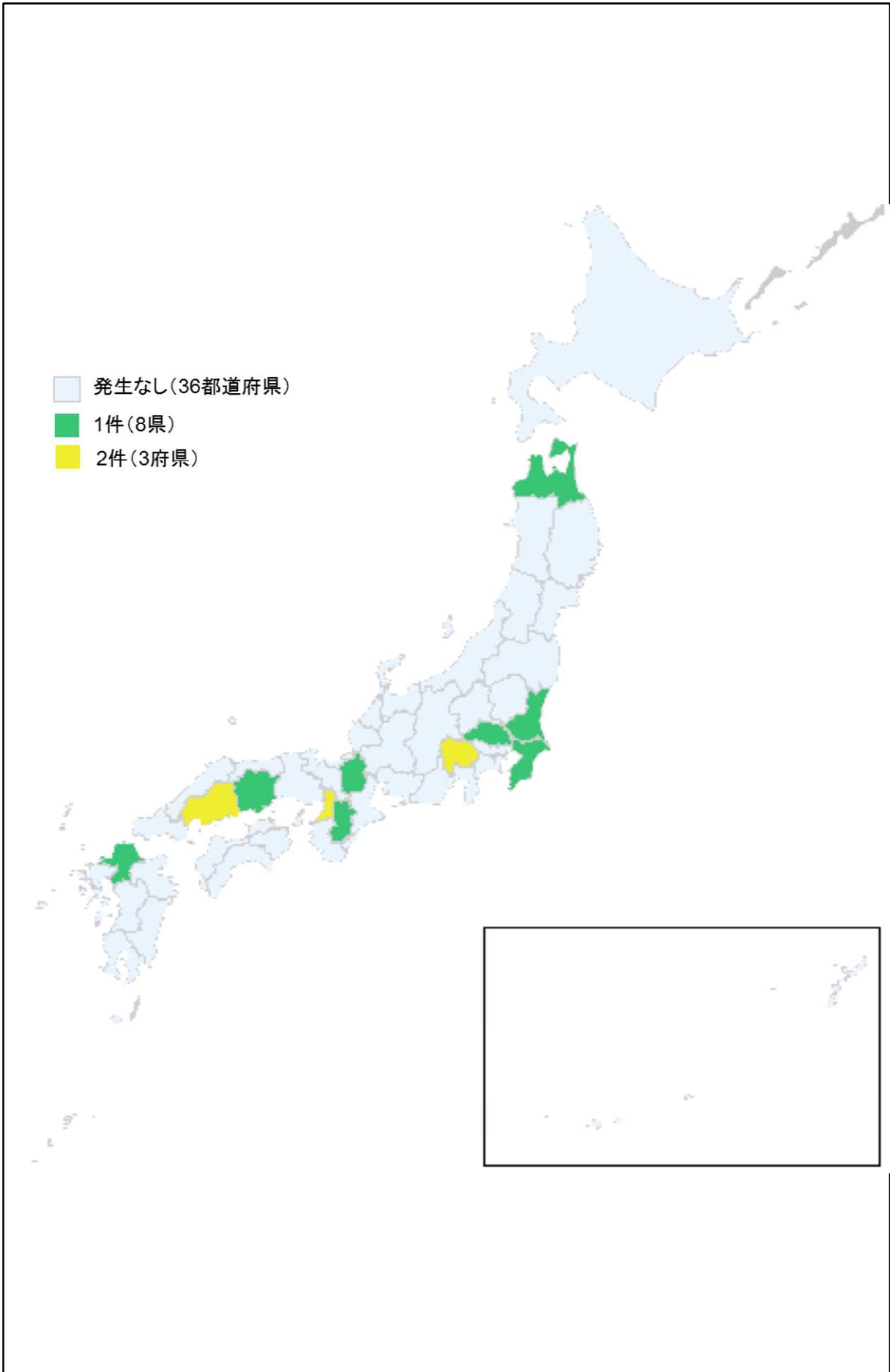


(H24建設副産物実態調査結果より作成)

## ○ 建設発生土等に対する規制が適用される既存法令等

法令等名称	区域名	盛土等に係る許可対象規模	罰則
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	全て(但し、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域では、高さ2m以下の盛土は許可不要)	懲役1年又は罰金10万円
砂防法	砂防指定地	全て	懲役1年又は罰金2万円
自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域内のうち特別地区 自然環境保全地域内のうち普通地区	全て	懲役1年又は罰金100万円
自然公園法	自然公園のうち特別保護地区	全て	懲役1年又は罰金100万円
	自然公園のうち特別地域	高さ1.5m又は面積10m <sup>2</sup> 超	
	自然公園のうち普通地域	高さ5m又は面積200m <sup>2</sup> 超	
森林法	保安林	全て	懲役3年又は罰金300万円
	地域森林計画対象民有林	面積1ha超	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	高さ1m又は面積500m <sup>2</sup> 超	懲役1年又は罰金50万円
地すべり等防止法	地すべり防止区域	載荷重10t/m <sup>2</sup> 以上の土石等の集積等	懲役1年又は罰金10万円
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区	工作物の新築を伴うもの	懲役6月又は罰金50万円
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち農用地区域	全て	懲役1年又は罰金50万円
農地法	農地	全て	懲役3年又は罰金300万円(法人の場合1億円)
残土条例	—	面積3,000m <sup>2</sup> 超	懲役2年又は罰金100万円

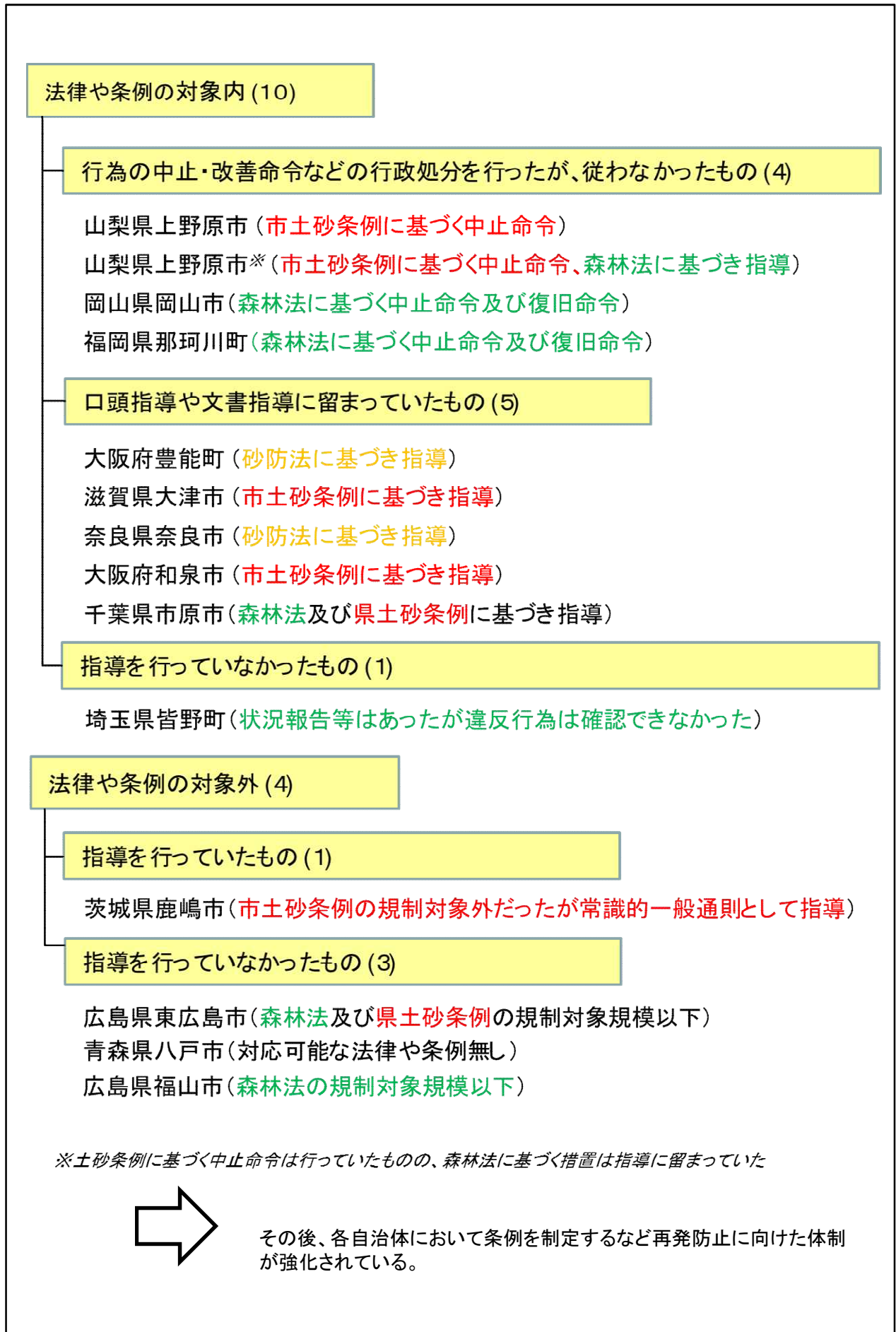
○ 建設発生土の崩落事案の発生状況（平成13年以降、14事例）



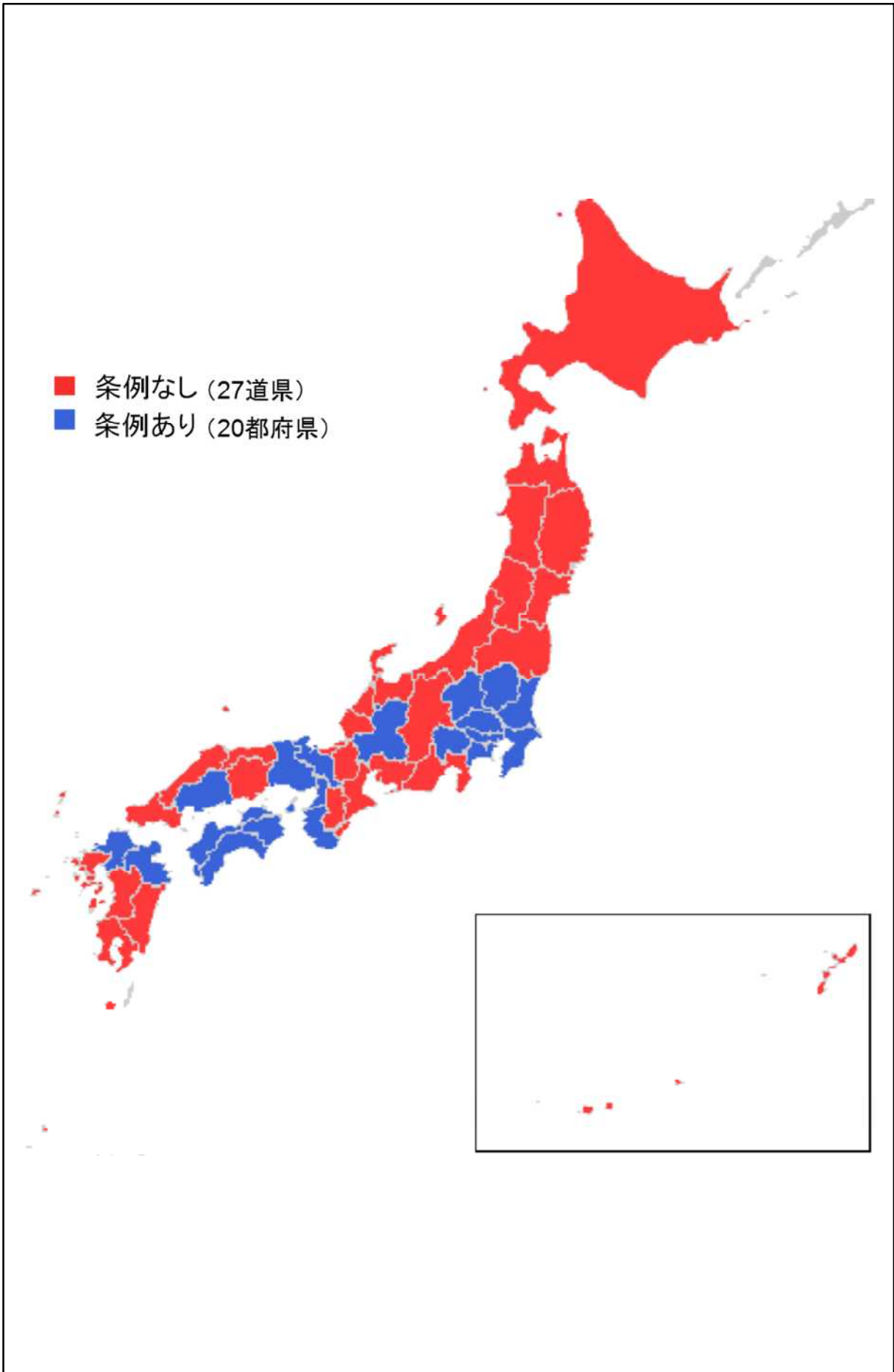
## ○ 過去の崩落事案の概況（平成13年以降）

年月日	場所	被害状況	対応法令等
H26.2.25	大阪府豊能町	通行止め	砂防法 森林法
H24.11.16	埼玉県皆野町	住宅2棟が全壊 河道へ流入 通行止め	森林法 砂防法、地すべり等防止法
H24.9.25	滋賀県大津市	河道へ流入	土砂条例(大津市)
H22.7.14	奈良県奈良市	通行止め	砂防法
H21.7.25	広島県東広島市	民家に流入し1名死亡、1名負傷	森林法、土砂条例(東広島市) (規制対象規模以下)
H21.3.9	山梨県上野原市	河道へ流入 山林、農地への流入	土砂条例(上野原市)
H19.6.5	茨城県鹿嶋市	農業用水水源地に流入 遊歩道の寸断	土砂条例(鹿嶋市) (規制対象規模以下)
H18.11.22	青森県八戸市	河道へ流入 通行止め	無
H18.7.27	広島県福山市	ため池へ流入 床下浸水1戸	森林法 (規制対象規模以下)
H18.7.26	山梨県上野原市	河道へ流入	森林法 土砂条例
H16.7.31	岡山県岡山市	ため池へ流入	森林法
H14.9.12	大阪府和泉市	農地へ流入	土砂条例(和泉市)
H13.11 ~H15.9	千葉県市原市、木更津市	立木の破損	森林法 土砂条例(千葉県)
H13.2.23	福岡県那珂川町	通行止め	森林法

## ○ 崩落に至った行為に対する事前の対応状況（平成13年以降、14事例）



○ 土砂条例の制定状況（都道府県条例）



## ○ 土砂条例の改正経緯（例）

千葉県残土条例の例

- 平成9年7月 制定
- 平成10年1月 施行
- 平成15年10月 事業規制の強化や土地所有者の責務の強化
- 平成18年4月 土砂等管理台帳等特定事業の許可に関する書類等の電磁媒体保存
- 平成18年6月 定期検査の実施機関が6ヶ月から4ヶ月
- 平成25年4月 許可の基準の改正（欠格要件の追加）
  - 許可の取り消し等の改正
  - 県等に提出する書類の様式改正、新規様式の整備
  - 許可申請初等の添付書類の改正
  - 軽微変更の項目追加
- 平成27年3月 欠格要件の改正
- 平成27年9月 住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の改正

茨城県残土条例の例

- 平成15年10月 制定
- 平成16年4月 施行
- 平成17年10月 公団等が解散し、その業務継承に伴う所要の改正
- 平成19年10月 郵政民営化に伴う所要の改正
- 平成22年3月 住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の改正
- 平成25年10月 適用除外法令の追加、許可基準の改正、添付書類の追加、様式の改定等
- 平成25年12月 土砂等の積替え又は保管に関する基準の創設
  - 欠格要件の創設
  - 軽微変更届の対象の追加及び添付書類の改定
  - 標識の記載項目の追加
  - 土地の埋立て等にかかる定期報告義務の創設
  - 許可取り消し事由の追加
  - 許可申請手数料の引き上げ、許可申請添付書類の改定、様式の新設・改定等
  - 関係行政機関への照会・協力依頼規定の創設
- 平成27年3月 欠格要件の改正
- 平成27年9月 住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の改正



○ 様々な土砂条例（県条例と市町村条例の関係）

・県及び市条例が制定されている事例

	条例制定の有無 (適用範囲)	条例の適用範囲		
		300m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 以上	3,000m <sup>2</sup> 以上
●●県	有(3,000m <sup>2</sup> 以上)			○
○市	無(-)			○
△市	有(300m <sup>2</sup> 以上)	○	○	○
□町	有(1,000m <sup>2</sup> 以上)		○	○

・市条例が制定されている事例

	条例制定の有無 (適用範囲)	条例の適用範囲		
		300m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 以上	3,000m <sup>2</sup> 以上
▲▲県	無(-)			
□市	無(-)			
▽市	有(300m <sup>2</sup> 以上)	○	○	○
○町	有(1,000m <sup>2</sup> 以上)		○	○

・千葉県における県条例適用除外の事例



市町村から申出による県条例適用除外について

市町村が埋立て等に伴う災害防止に向け、独自の対応を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしております。

現在、次の市町村の区域については、除外日以降は県条例は適用されず、市町村条例により対応することになります。（除外日に現に県条例の許可を受けて行われている特定事業に限っては、引き続き、県条例の規定を受けます。）

市町村	県条例の適用除外年月日
千葉県	平成15年4月1日
船橋市	平成15年4月1日
芝山町	平成15年4月1日
佐倉市	平成15年9月1日
成田市	平成16年6月1日
神崎町	平成16年6月1日
八潮市	平成17年6月1日
鎌子市	平成18年1月1日
東金市	平成18年3月1日
山成町	平成18年3月27日
柏市	平成20年4月1日
四街道市	平成20年10月1日
木更津市	平成22年10月1日
勝浦市	平成23年9月1日
富津市	平成23年10月1日
新津市	平成25年1月1日
鋸南町	平成27年10月1日
大多喜町	平成28年10月1日

＜拡大＞

市町村が埋立て等に伴う災害防止に向け、独自の対応を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしております。

現在、次の市町村の区域については、除外日以降は県条例は適用されず、市町村条例により対応することになります。（除外日に現に県条例の許可を受けて行われている特定事業に限っては、引き続き、県条例の規定を受けます。）

## ○ 様々な土砂条例（20都府県、目的別）

**盛土の崩落防止（のみ）（10府県）**

- ・ 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(H14.3)
- ・ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(H14.10)
- ・ 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(H15.10)
- ・ 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(H18.7)
- ・ 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(H18.10)
- ・ 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(H19.7)
- ・ 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(H21.3)
- ・ 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(H21.3)
- ・ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(H25.6)
- ・ 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(H26.12)

**土壌汚染や廃棄物の不法投棄の防止と併せて盛土の崩落を防止（8県）**

- ・ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(H9.7)
- ・ 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(H10.12)
- ・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例(H11.3)
- ・ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(H15.3) - 兵庫県
- ・ 広島県土砂の適正処理に関する条例(H16.3)
- ・ 徳島県生活環境保全条例（土砂等の埋立等に関する環境保全）(H17.3)
- ・ 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(H20.10) - 和歌山県
- ・ 愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(H12.3)

**自然・環境の保全の一部として盛土の崩落を防止（2都県）**

- ・ 東京における自然の保護と回復に関する条例(H12.12)
- ・ 香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(H14.3)

※注1) 届出のみで許可を有しない条例は除外。

注2) 条例名称の後の年月は、条例制定年月を示している。

## ○ 様々な土砂条例（条例が適用除外となる法令）

## ○ 地方公共団体によっては、条例が適用除外となる主な対象法令

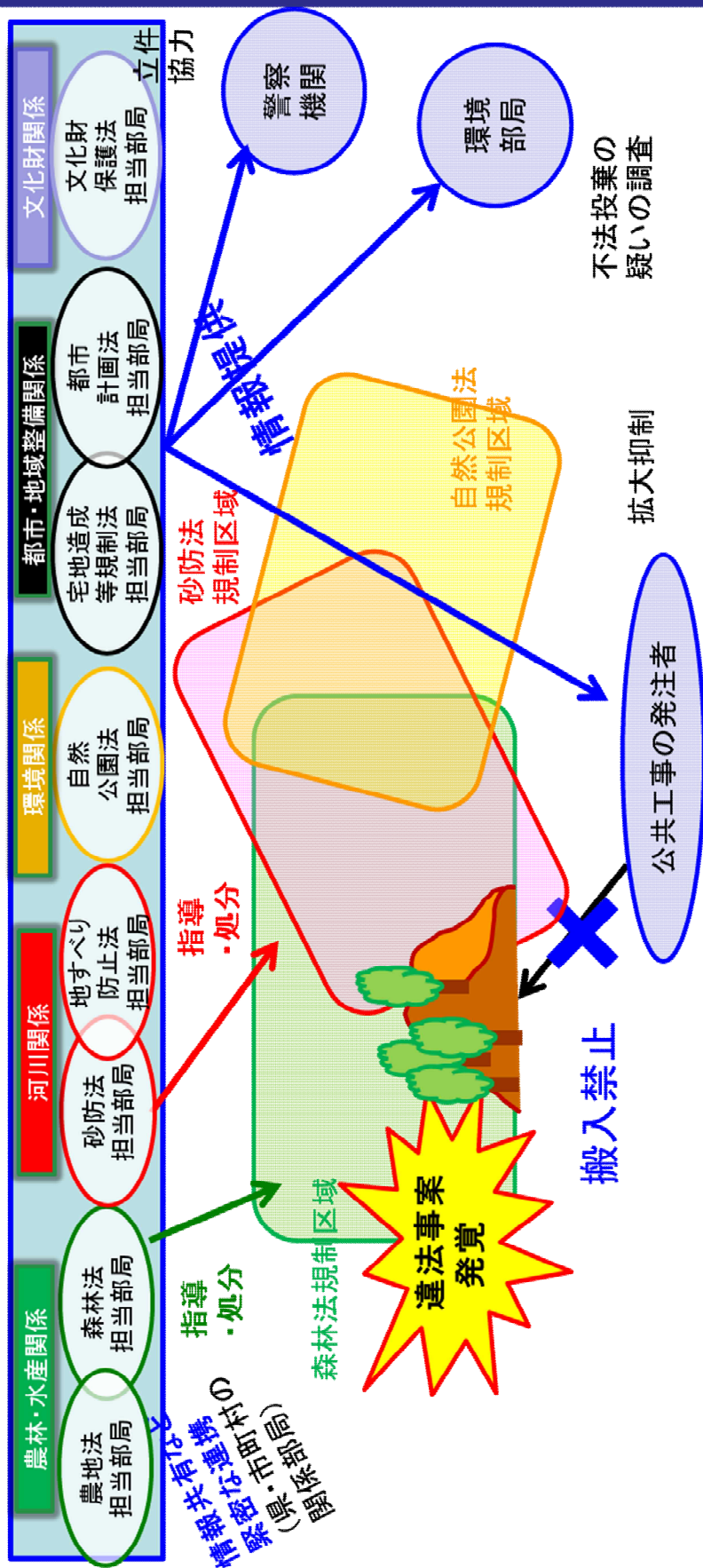
法律	条項	行為	A県	B県	C県	D県
地すべり等防止法	第11条第1項	承認				○
	第11条第2項	協議				○
	第18条第1項	許可	○	○		○
	第20条第2項	協議				○
砂防法	第4条第1項	許可	○	○		
急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律	第7条第1項	許可	○	○		○
森林法	第10条の2第1項	許可	○	○		
	第31条	許可	○			
	第34条第2項	許可	○	○		
自然公園法	第44条	許可	○			
	第10条第3項	認可				○
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	許可	○	○		
	第21条第3項	許可	○	○		
	第29条第7項	許可	○	○		
都市公園法	第5条第1項	許可			○	○
	第6条第1項	許可	○	○	○	○
都市緑地法	第9条	協議				○
	第14条第1項	許可	○	○		○
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	許可	○	○		
生産緑地法	第8条第1項	許可	○	○		
土地改良法	第5条第1項	許可	○	○		
	第48条第1項	認可	○	○		
	第95条第1項	認可	○	○		
	第4条第1項	承認	○		○	
土地区画整理法	第14条第1項	承認	○			
	第14条第3項	承認	○			
	第76条第1項	許可	○	○	○	
都市計画法	第29条第1項	許可	○	○	○	○
	第29条第2項	許可	○	○	○	○
	第34条の2第1項	協議				○
	第35条の2第1項	許可				○
	第43条第1項	許可				○
	第43条第3項	協議				○
	第52条の2第1項	許可				○
都市再開発法	第7条の9第1項	認可		○	○	
	第11条第1項	認可		○	○	
	第11条第3項	認可		○	○	
	第50条の2第1項	認可			○	
	第66条第1項	許可	○	○		
宅地造成等規制法	第8条第1項	許可	○	○		○
	第11条	協議				○
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第7条第1項	許可	○		○	
	第26条第1項	許可			○	
	第33条第1項	認可	○		○	
道路法	第67条第1項	許可			○	
	第24条	承認	○	○	○	○
	第32条第1項	許可	○	○		○
	第35条	同意				○
河川法	第91条第1項	許可	○	○	○	○
	第20条	承認			○	○
	第24条	許可	○	○	○	○
	第26条第1項	許可			○	○
	第27条第1項	許可	○	○	○	○
	第55条第1項	許可	○	○		○
	第57条第1項	許可	○	○		○
	第58条の4第1項	許可	○	○		○
第58条の6第1項	許可				○	
下水道法	第95条	協議				○
港湾法	第16条	承認			○	○
	第37条第1項	許可	○		○	
海岸法	第7条第1項	許可	○			○
	第8条第1項	許可	○			○
	第10条第2項	協議				○
	第13条第1項	承認				○
港灣漁場整備法	第37条の5	許可				○
砂利採取法	第39条第1項	許可	○			
採石法	第16条	認可			○	○
	第33条	認可			○	○
鉱業法	第63条第2項	認可				○
	第8条第1項	許可			○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第1項	届出				○
	第15条第1項	許可			○	○
土壌汚染対策法	第22条第1項	許可			○	
鉄道事業法	第8条第1項	認可			○	○
	第12条第1項	認可				○



○ 行政における連携強化のイメージ（近畿地方）

**規制部局と事業部局の連携の強化**

- 違反事案については、複数の部局が関連する場合などがあることから、常時における知見の共有や、違反事案の発覚時における連携した対応が有効。
- 違反事案の状況を警察機関や環境部局に早期の段階で提供することにより、立件に向けた協力や、不法投棄の疑いの調査などが可能となり、事案に対して行政の総合力を発揮（悪質な業者に対しては特に有効）。
- なお、違反の状況を公共工事の発注者に提供することにより、土砂の搬入を防止し、違反事案の拡大を防止することが可能。



○ 地方建設副産物対策連絡協議会等の設置状況 (H28.4)

	協議会名称	会長	設置年月日	委員会の構成
北海道	北海道地方建設副産物対策連絡協議会	北海道開発局事務局長 興部長	H3. 5. 24	国土交通省、北海道開発局、北海道支社、東日本高速道路(株)、北海道支社、地方共同法人日本下水道事業団、北海道総合事務所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部、北海道新幹線建設局、(一社)北海道建設コンサルタント協会、北海道支社
東北	東北地方建設副産物対策連絡協議会	東北地方整備局局長	H3. 7. 19	国土交通省、東北地方整備局、農林水産省、東北農政局、青森県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、東北支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部、日本建設業連合会、東北支社、(一社)日本建設業連合会、東北支社、(一社)日本建設業連合会
関東	関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会	関東地方整備局局長	H4. 4. 11	国土交通省、農林水産省、関東農政局、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、千葉県、相模原市、相模原市、東日本高速道路(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、東京支社、首都圏高速道路(株)、(独)水資源機構、(独)中小企業基盤整備機構、(独)都市再生機構、東日本都市再生本部、地方共同法人日本下水道事業団、関東・北陸総合事務所、関東・北陸建設業協会、東北支社、(一社)日本建設業連合会
北陸	北陸地方建設副産物対策連絡協議会	北陸地方整備局局長	H9. 7. 17	農林水産省、北陸農政局、国土交通省、北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市、東日本高速道路(株)、新潟支社、中日本高速道路(株)、金沢支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部、北陸新幹線第二建設局、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部、北陸総合事務所、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建設業連合会
中部	中部地方建設副産物対策連絡協議会	中部地方整備局局長	H10. 4. 23	国土交通省、中部地方整備局、農林水産省、中部農政局、岐阜県、静岡県、岐阜市、岐阜市、(独)水資源機構、中部支社、中日本高速道路(株)、名古屋支社、東海支社、東京支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)都市再生機構、中部支社、地方共同法人日本下水道事業団、東海総合事務所、名古屋高速道路(株)、西日本電信電話(株)、東海事業本部、中部電力(株)、東邦ガス(株)、東海旅客鉄道(株)、(一社)日本建設業連合会、中部支社、(一社)日本建設業連合会、中部支社、(一社)日本建設業連合会
近畿	建設副産物対策近畿地方連絡協議会	近畿地方整備局局長	H3. 5. 23	国土交通省、近畿地方整備局、農林水産省、近畿農政局、海上保安庁、第五管区海上保安本部、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都府、大坂市、神戸市、堺市、神戸市、(独)都市再生機構、西日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、(独)水資源機構、関西・吉野川支社、地方共同法人日本下水道事業団、近畿・中国総合事務所、本州四国連絡高速道路(株)、安全技術部、関西工ポート(株)、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部大阪支社、(一社)福井県建設業連合会、(一社)滋賀県建設業協会、(一社)京都府建設業協会、(一社)大阪建設業協会、(一社)兵庫県建設業協会、(一社)奈良県建設業協会、(一社)和歌山県建設業協会、(一社)日本建設業連合会、関西支社、(一社)日本建設業協会、関西支社、(一社)建設コンサルタント協会、近畿支社、関西電力(株)、大阪ガス(株)
中国	中国地方建設副産物対策連絡委員会	中国地方整備局局長	H3. 5. 28	国土交通省、中国地方整備局、農林水産省、中国四国農政局、経済産業省、中国経済産業局、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、岡山県、中国・四国部会、(一社)日本建設業連合会、中国支社、広島高速道路(株)、西日本電信電話(株)、中国事業本部、中国電力(株)、(一社)日本ガス協会、中国・四国部会、(一社)日本建設業協会、中国支社、(一社)日本建設業協会、中国支社、建設業協会、中国支社、建設業協会、(一社)建設コンサルタント協会、中国支社
四国	建設副産物対策四国地方連絡協議会	四国地方整備局局長	H3. 6. 12	国土交通省、四国地方整備局、農林水産省、中国四国農政局、農林水産省、中国四国農政局、高知県、徳島県、高知市、高知市、高知市、(独)水資源機構、吉野川本部、地方共同法人日本下水道事業団、四国総合事務所、(一社)徳島県建設業協会、(一社)香川県建設業協会、(一社)愛媛県建設業協会、(一社)高知県建設業協会、(一社)建設コンサルタント協会、四国支社、(一社)全国測量設計業協会連合会、四国地区協議会
九州	九州地方建設副産物対策連絡協議会	九州地方整備局局長	H3. 5. 15	国土交通省、九州地方整備局、農林水産省、九州農政局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、北九州市、熊本市、(独)都市再生機構、九州支社、西日本高速道路(株)、九州支社、(独)水資源機構、筑後川局、地方共同法人日本下水道事業団、九州総合事務所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道建設本部、九州新幹線建設局、福岡九州高速道路(株)、(一社)日本建設業連合会、九州支社、(一社)日本建設業協会、九州支社、(一社)九州建設業協会、九州支社
沖縄	沖縄地方建設副産物対策連絡協議会	沖縄総合事務所次長	H3. 6. 28	沖縄総合事務所、開港建設局、沖縄総合事務所、農林水産省、沖縄防衛局、沖縄県、土木建設部、沖縄県、農林水産部、沖縄県、教育委員会、教育庁、沖縄県、企業局、沖縄県、住宅供給公社、西日本高速道路(株)、九州支社、沖縄高速道路事務所、(独)都市再生機構、沖縄都市再生事務所、地方共同法人日本下水道事業団、九州総合事務所、沖縄県建設業協会、(一社)沖縄県建設業協会、(一社)日本建設業協会、沖縄支社

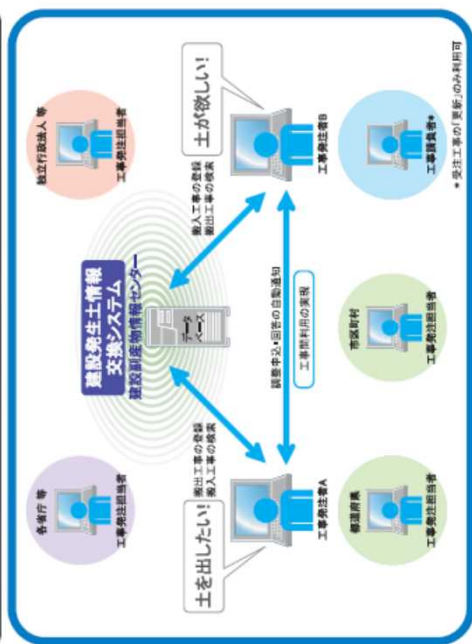
# 建設発生土情報交換システムの概要



JACQ

## 建設発生土情報交換システム

### 循環型社会の構築に寄与するために



### 建設発生土情報交換システムの特長

- 全国共通の標準化仕様に基づくシステムであるため、全国どこからでも情報の交換が可能です。
- 事業の各段階におけるリアルタイムな情報交換が可能であり、地図上での検索により最適な情報が見つかります。
- インターネット技術を活用し、利用者の利便性を追求したシステムです。

### 主な情報登録項目

**工事情報** 工事名称、施工場所（座標）、全体工期、運搬条件、担当者等  
**土量情報** 搬出入区分、工期、土質区分、土質情報、土量、工事間利用の決定状況

### 利用料金：オンライン方式

種別	種別	利用単位	料金/円	備考
国の機関	年度利用料金	1年度所収あり	100,000 (100,000)	
	初年度費用		21,600 (20,000)	入会時のみ
独立行政法人等	年度利用料金	1年度所収あり	54,000 (50,000)	
	初年度費用		21,600 (20,000)	入会時のみ
国地方公共団体	年度利用料金	1年度所収あり	10,800 (10,000)	
	初年度費用		54,000 (50,000)	
建設発注者等	年度利用料金	1年度所収あり	21,600 (20,000)	
	初年度費用		21,600 (20,000)	入会時のみ
民間企業等	年度利用料金	1年度所収あり	100,000 (100,000)	
	初年度費用		21,600 (20,000)	入会時のみ

※郵送申込・改定市・特別区については、最大で6ヶ月間の無料お試し実施中。

※利用料改正による平成26年4月からの料金表です。

## ○ (株) 建設資源広域利用センターの概要

- 設立 平成3年6月5日  
 ○事業内容 建設発生土を有効利用するためのあっせん・仲介  
 地方港湾埋立地への建設発生土の海上移送

<http://www.ucr.co.jp/>

## 企業情報

## ■会社の沿革

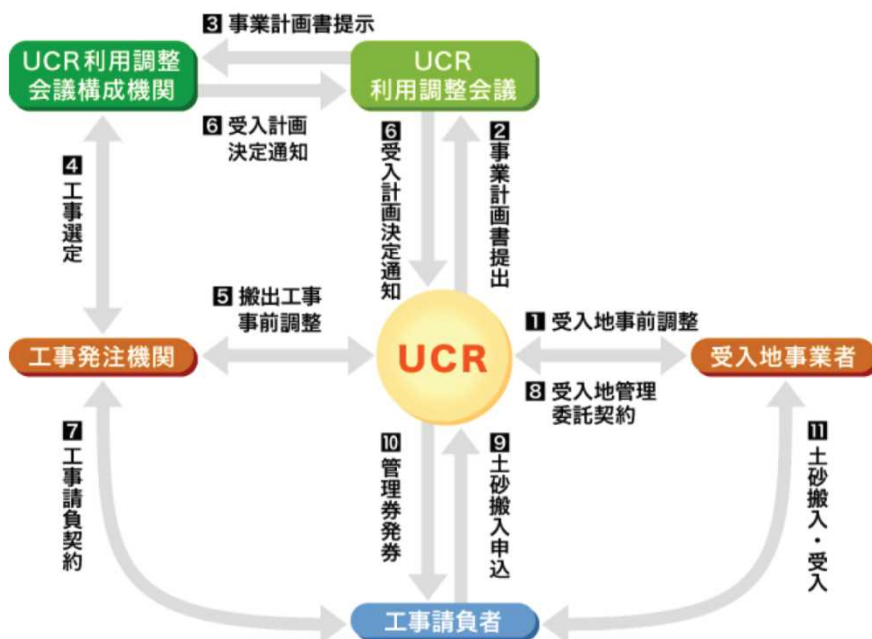
平成3年6月	(株)首都圏建設資源高度化センター(略称ACR)設立 首都圏で大量に発生する建設発生土のリサイクル推進を目的として、首都圏の自治体等の出資により設立
平成6年8月	(株)沿岸環境開発資源利用センター(略称CENDRUC)設立 地方港湾の整備促進に、首都圏で発生する大量の建設発生土を有効活用することを目的として、首都圏の自治体等の出資により設立
平成14年4月	(株)建設資源広域利用センター(略称UCR)発足 (株)首都圏建設資源高度化センターと(株)沿岸環境開発資源利用センターが合併

## 首都圏事業

## ■首都圏事業の概要 事業の仕組

## ○事業の仕組

当社は、公共や民間の建設工事から発生した建設発生土を、これを再利用する河川堤防整備、住宅団地造成等の事業に斡旋しています。事業の仕組みは次のとおりです。



## (1) UCR利用調整会議

公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」が設置されています。

調整会議は、毎年、秋と年度末に開催され、次年度の受入地の年間予定受入量に応じ、各構成機関ごとの搬出土量と搬入先となる受入地を調整します。

## (2) 対象となる受入事業

河川堤防整備、土地区画整理、宅地造成、工業団地造成、農地高上げ、学校敷地造成等で、建設発生土の活用を希望する事業です。

## (3) 受入料金及び費用負担

受入料金は、「受入地」や「受入条件」によって単価が異なります。

UCRの受入料金のほか、受入地までの運搬費、地質分析試験費についても、発生側である発注機関の費用負担となります。

## (4) 対象となる搬出工事

UCRが斡旋する建設発生土の搬出工事は、次の3種類です。

- ①首都圏において国、自治体(都・県・区市町村及び関連の公社等)が実施する工事
- ②首都圏において(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)が実施する工事
- ③首都圏において公益企業及び当社出資会社等の実施する工事

## (5) 建設発生土の土質

斡旋する建設発生土の土質は、次の方法で管理し、受入事業者に引き渡します。

- ①受入事業者はの事業目的に合った土質を、事前協議により定めます。
- ②UCRは、発生事業者と、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)の適合を事前調整し、斡旋する工事を決定します。

## (6) 受入協定

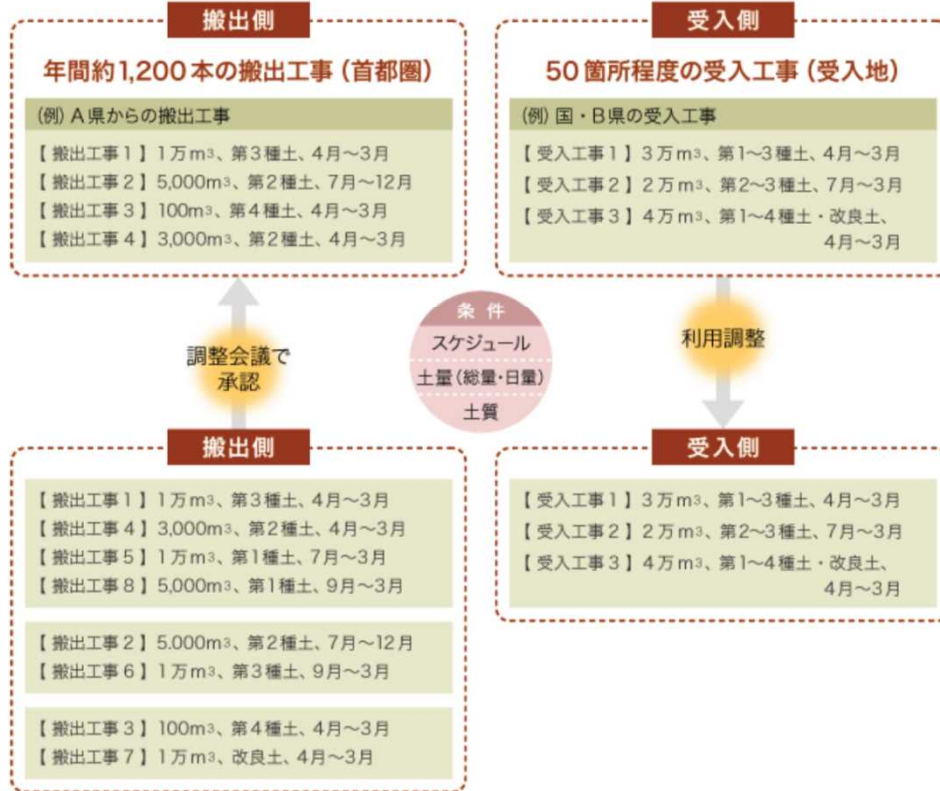
UCRは、受入事業者と受入れ協議が成立した時点で「協定書」を取り交わし、受入事業者によっては具体的な受入れ内容が決まった時点で「覚書」等も取り交わし、受入管理業務を行います。



■ UCRの役割

◎ UCRを利用するメリット

1. 首都圏内に複数の受入地があり、ニーズに合った受入地を選択できます。
2. 協議・調整及び受入れ管理を代行しますので大幅な負担軽減が図れます。
3. 複数の工事から建設発生土を集めることができます。



広域事業

■ 広域利用事業の概要 事業の目的



○事業の目的

首都圏の建設発生土を全国の港湾埋立等に有効活用することにより、次のことに寄与することを目的としています。

- (1) 全国の港湾整備の促進
- (2) 首都圏における建設発生土処分場の負荷の軽減
- (3) 地方港湾整備に伴う土砂採取による自然環境への負荷の軽減
- (4) トラック公害の抑制

○ 建設発生土の官民有効利用試行マッチングの概要

**建設発生土の官民有効利用試行  
マッチングを行っています  
(平成27年6月～)**

マッチングフロー



● 次ページに、民間工事における連絡調整パターンを記述していますので、参考としてください。

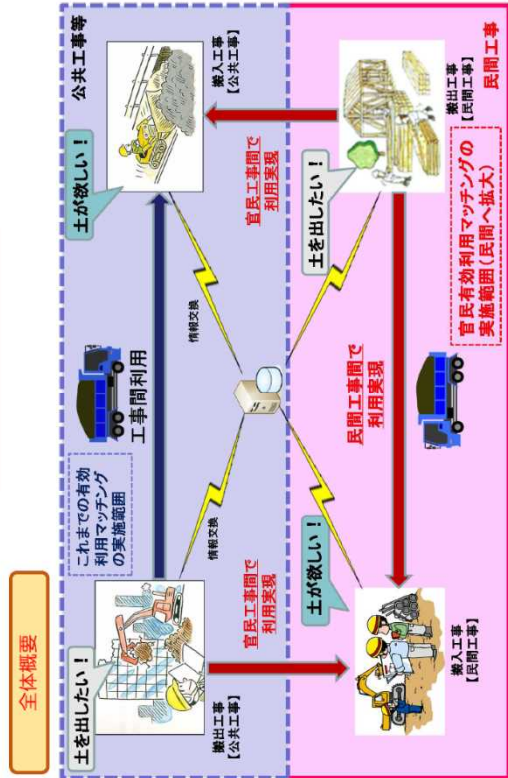
※ 専用のホームページを介して、公共工事と民間工事の情報交換を行う仕組みを運用しています。

※ より多くの土量情報が登録されると、工事間利用の機会も上がってきますので、積極的な活用をお願いします。

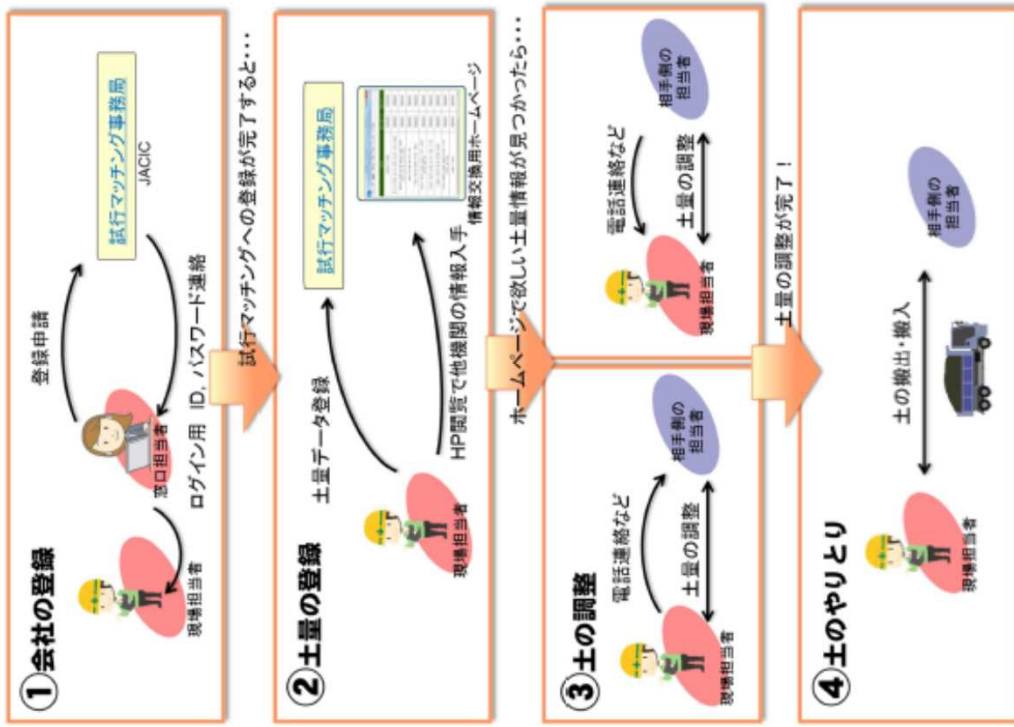
**建設発生土の  
官民有効利用  
[試行] マッチング**

● 建設発生土の官民有効利用マッチングとは●

これまでは、建設発生土の有効利用について、公共工事等間での工事間利用を推進してきましたが、『建設発生土の官民有効利用マッチング』により、  
公共工事、民間工事を問わず、  
建設発生土を搬出する工事《搬出工事》  
し、土砂を利用する工事《搬入工事》  
土砂に関する情報交換を行い、『建設発生土の工事間利用』を推進します。



## マッチングフロー（現場担当者が連絡調整を行うパターン）



## ●平成28年4月末時点の登録情報量

平成28年4月時点の登録土量は、次のとおりで、搬出工事が約3,200万m<sup>3</sup>、搬入工事が約1,500万m<sup>3</sup>となっています。

	公共工事		民間工事	
	搬出工事 (m <sup>3</sup> )	搬入工事 (m <sup>3</sup> )	搬出工事 (m <sup>3</sup> )	搬入工事 (m <sup>3</sup> )
北海道 <sup>(注1)</sup>	0	0	0	0
東北	2,152,184	1,521,543	5,000	35,000
関東	9,955,768	3,301,012	0	0
北陸	1,275,360	217,831	0	0
中部	2,963,185	1,636,860	68,600	50,000
近畿	8,613,749	6,189,365	13,137	90
中国	1,337,662	131,041	0	0
四国	3,058,073	1,091,110	0	0
九州	2,821,036	933,144	100,100	0
沖縄	30,838	0	0	0
全国計	32,207,875	15,021,906	188,837	85,090

注1：北海道（公共工事）は、独自の土量情報交換システムを活用しているため、本試行マッチングへの土量情報の登録はない。（専用ホームページで情報交換を実施）

## ●官民有効利用の実現事例も出てきています。

- ・平成27年9月には、公共工事と民間工事との間で工事間利用が実現しました。
- ・マッチングが実現した工事の関係者によると、次のようなメリットがあったとのことです。

### ～マッチング実現事例～

#### 《搬出側（民間）》

民間建築工事（学校新築工事）からの建設発生土を搬出



#### ★搬出工事側のメリット

- 建設発生土の処分費用が削減できた
- 通常は売却が困難な公共工事との利用が実現した

#### 《搬入側（公共）》

公共道路工事の路体用盛土として建設発生土を利用



#### ★搬入工事側のメリット

- 土砂の購入費が削減できた

約1,000m<sup>3</sup>利用  
 利用時期：平成27年9月

## 官民有効利用試行マッチングへの 参画をお願いします。

### 登録手順

- ①下記、『建設発生士の官民有効利用の試行マッチングホームページ』より、登録申請書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、『建設業許可の写し』と一緒に、次の申し込み先まで電子メールで送付してください。  
recycle@jacic.or.jp
- ②事務局で、連絡先・記入事項について、確認をさせていただきます。(TEL, e-mail 等で確認)
- ③確認させていただいた連絡先へ、『登録承諾書』をメールさせていただきます。(概ね、②の1営業日後)
- ④『登録完了通知(ユーザーID/PW)』『住所コード表』『民間工事士量情報提出表』などをメールで送付させていただきます。(概ね、③の2営業日後)

### 【建設発生士の官民有効利用の試行マッチングホームページ】

URL : <http://matching.recycle.jacic.or.jp>

\*試行マッチングホームページの活用においては、次の事項に留意してください。

#### 【試行マッチングホームページの活用における留意点】

○ホームページ動作確認済ブラウザ

- ・ Internet Explorer 8、9、10、11
- ・ Firefox 42.0

・ google chrome

・ Android 5.0、iOS8、タブレットPC、スマートフォンでもデータ確認ができます。

○ダウンロードファイル

・ ファイル形式：ZIP形式で圧縮

・ ファイルを開くには、別途解凍ソフトが必要です。

・ ファイル名：XX●●地方\_導入\_YYYYMMDD.zip

→XXには、02(東北地方)、03(関東地方)、04(北陸地方)、05(中部地方)、06(近畿地方)、07(中国地方)、08(四国地方)、09(九州地方)、10(沖縄地方)が入ります。

※北海道地方は、別方式のマッチングを企画中です。

→YYYYMMDDは、公開データの作成年月日(西暦年)を示します。

・ 解凍ファイル：Microsoft Excel 2007以上(xlsx形式)

#### 【平成28年度試行マッチングにおける問合せ先等】

建設発生士官民有効利用試行マッチング事務局

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

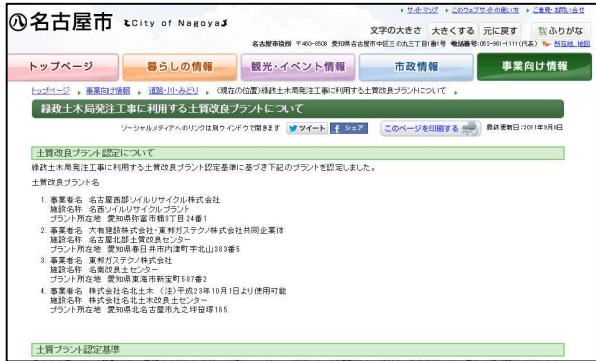
TEL : 03-3505-0416 FAX : 03-3505-0620

E-mail : [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)

AM 9 : 30~PM 5 : 30 (土・日・祝を除く)

○ 地方公共団体における土質改良プラントの認定制度（例）

・名古屋市



<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000022111.html>

・豊田市



<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/keiyaku/1004274.html>

・岡山県



<http://www.pref.okayama.jp/page/488646.html>

・広島県



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1211781664462.html>

# ○ 建設発生土の利用に向けた自治体における取組み（例）

## ・建設発生土ストックヤード事業（茨城県）

**クロスアップ**

### 茨城県における20年目の建設発生土ストックヤード事業

渡邊 孝志  
一般財団法人 茨城県建設技術センター 技術部 部長 (前建設副産物リサイクル事業部 部長)

荒芝 良彰  
茨城県 土木部 検査指導課 係長

**キーワード**▶ 建設発生土、ストックヤード、受入地、建設発生土情報検索システム、建設リサイクル推進計画

**1 はじめに**

茨城県は平成8年4月に建設副産物の有効利用を図るため「茨城県建設副産物対策行動計画」を策定した。それと同時に、公共工事から発生する建設発生土のリサイクルを推進するため茨城県建設技術管理センター(以下「センター」という。)内に「建設副産物リサイクル事業部」を設置し、ストックヤードの設置と管理運営を限ら委託された形でスタートした。現在ではストックヤード事業だけではなく、建設副産物全般に関する調査研究を行っている。

建設副産物リサイクル事業部発足後、本年度で20年が経過し、これまで茨城県とともに建設発生土対策として実施してきたストックヤード事業について、実績と課題及び新たな取り組みを紹介する。

**2 スtockヤードの設置・管理状況**

(1)ストックヤード位置図  
茨城県内のストックヤード位置図を、図-1に示す。  
平成28年4月現在において、10箇所(仮置型8、受入型2)のストックヤードの管理運営を行っている。ストックヤードに関する利用手続き方法や状況、利用に関する様式等については、センターホームページで紹介している。なお、ストックヤードの開設や廃止、

再利用に関する技術開発に着手し、最適改良材の選定、効率的な改良方について研究を行った。  
その結果、生石灰が最適な改良材であり、定置式プラントかつ本廠で紹介する各種機器の組み合わせが機械的、経済的に有利であると判断し、昭和63年3月、中川処理場(現中川水再生センター(東京都足立区中川5-1-1))内に処理能力150t/hのプラントを建設した。  
さらに、平成13年度には、旧プラントを稼働させつつ、旧敷地内に2年間で更新工事を実施し、平成15年1月に現プラントを稼働させた。

東京都では、都関連の公共工事から発生する建設発生土を利用調整する体制を構築し、適正処理と資源の有効活用を図っている。  
この体制のもと、東京都下水道局(以下、下水道局という。)では、都都区の一部地域の下水道工事から発生する建設発生土を原料として、下水道工事の埋戻し土(改良土)を生産する「中川建設発生土改良プラント」(以下、中川プラントという。)を独自に整備し、建設資源循環に大きく貢献している。  
本稿では、中川プラントの整備経緯、施設概要、運転管理上の課題と対策などについて紹介する。

**(2)課題への取組**  
下水道局では、昭和59年度に技術管理委員会(下水道施設の建設及び管理に係る技術、新工法等の適正な評価並びに効率化を図るために設置)の下に「残土有効利用専門部会」を設け、建設発生土の埋戻し

**(3)東京都下水道サービス株式会社による管理業務の実施**  
東京都下水道サービス株式会社(以下、TGSという。)は、増大する東京都下水道施設の維持管理業務の効率的な執行を図るとともに、きめ細かな都民サービスを提供す

図-1 スtockヤード位置図(平成28年4月現在)

位置型	8	箇所
受入型	2	箇所
計	10	箇所

建設リサイクル Vol.75 37

機関誌「建設リサイクル」Vpl.75 2016春号

## ・建設発生土改良プラント（東京都）

**特集** Special Issue

### 東京都下水道局中川建設発生土改良プラントについて

北村 武雄  
東京都下水道局建設部工務課 総括課長代理

崎田 政春  
東京都下水道サービス株式会社中川建設発生土改良プラント事業所 所長

松澤 秀典  
東京都下水道サービス株式会社建設部土木技術課 課長代理

**キーワード**▶ 建設発生土リサイクル、下水道工事、改良土生産、生石灰、周辺環境対策

**1 はじめに**

東京都では、都関連の公共工事から発生する建設発生土を利用調整する体制を構築し、適正処理と資源の有効活用を図っている。  
この体制のもと、東京都下水道局(以下、下水道局という。)では、都都区の一部地域の下水道工事から発生する建設発生土を原料として、下水道工事の埋戻し土(改良土)を生産する「中川建設発生土改良プラント」(以下、中川プラントという。)を独自に整備し、建設資源循環に大きく貢献している。  
本稿では、中川プラントの整備経緯、施設概要、運転管理上の課題と対策などについて紹介する。

**(2)課題への取組**  
下水道局では、昭和59年度に技術管理委員会(下水道施設の建設及び管理に係る技術、新工法等の適正な評価並びに効率化を図るために設置)の下に「残土有効利用専門部会」を設け、建設発生土の埋戻し

**(3)東京都下水道サービス株式会社による管理業務の実施**  
東京都下水道サービス株式会社(以下、TGSという。)は、増大する東京都下水道施設の維持管理業務の効率的な執行を図るとともに、きめ細かな都民サービスを提供す

図-1 スtockヤード位置図(平成28年4月現在)

位置型	8	箇所
受入型	2	箇所
計	10	箇所

建設リサイクル Vol.77 23

機関誌「建設リサイクル」Vpl.77 2016秋号

## ・建設発生土処分先一覧表の公表（広島県）

**特集** Special Issue

### 更なる建設リサイクルの推進に向けて -第3回 建設発生土(後編)-

前号に引き続き、建設発生土の事例を紹介します。

### 広島県における建設発生土の適正処理に関する取組について

広島県 土木建築局 技術企画課

**キーワード**▶ 適正処理、処分コストの削減、建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査業務、広島県土砂の適正処理に関する条例

**1 はじめに**

広島県では、建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的として、建設副産物の適正な処分先について必要基準を「建設副産物適正処理実施要綱」として定めている。これに基づいて、広島県が発注する公共工事から発生する建設発生土(以下「建設発生土」という。)の現場内利用や工事現場利用の促進に努めてきたが、利用量に比べて発生量が恒常的に多いなど、処分先の確保が課題となっている。

そこで、「建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査要綱(以下「審査要綱」という。)(http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1211781664462.htm)」を策定し、必要な要件等を定めて、民間の建設発生土リサイクルプラントや建設発生土受入地等を建設発生土の処分先の候補地として位置づけ、建設発生土の適正処理や処分コストの削減、再生資材の利用促進を図ることとしている。

**2 建設発生土の処理方法**

広島県では、建設発生土の処理を図-1のとおり定めている。建設発生土は、まず、現場内での利用に努める。

やむを得ず現場内利用が困難な場合は、公共工事又はストックヤード(公の管理する建設発生土の仮置場)等への利用に努めている。公共工事等への利用が困難な場合は、公の関与する埋立地、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地、建設発生土受入地(一時的な積)へ搬入することとし、搬入先の選定にあたっては、搬入条件等を考慮して経済比較を行い、安価な施設を処分先の候補地として指定して工事を発注している(指定処分(A))。

県では、指定処分(A)を原則としているが、当初設計時に処分先をあらかじめ確定できない場合は、別途検討することとしている(指定処分(B))。

また、大量の建設発生土が予想される工事等では、広島県が新たな埋立地や建設発生土処分場の建設等を検討する場合もある。

図-1 建設発生土の処理方法 3つの基本手順

建設リサイクル Vol.78 4

機関誌「建設リサイクル」Vpl.78 2017冬号

## ・建設発生土リサイクルプラント認定審査制度（福岡市）

**特集** Special Issue

### 建設発生土の再利用について「福岡市建設発生土リサイクルプラント認定審査制度」

福岡市 財政局 技術監理部 技術監理課

**キーワード**▶ 建設発生土、有効利用、再生砂、建設リサイクル推進計画

**はじめに**

福岡市では、建設発生土の有効利用を図るための現場内埋戻し及び工事現場間流通を進めるとともに、建設発生土リサイクルプラント認定審査制度を設け再利用率の促進に努めています。

この制度は、リサイクルプラントが製造した土砂(改良土)を道路の埋戻し材として利用出来るかどうかを事前に審査し認定するものであり、これまで処分されていた土砂を再利用するという新たな循環を生み出し、処分量の削減を図るとともに、資源の有効利用及び環境保全に繋がるものとして運用しているところです。

また当時、国が掲げていた「建設リサイクル推進計画97：平成9年10月 建設省」では平成12年度にリサイクル率を80%にするという目標値が定められていたことを受け、本市においても建設発生土の再利用の促進を目的として建設発生土リサイクルプラント認定審査制度を創設したのです。

**取り組みの目的**

建設発生土は「再生資源」の利用の

**建設発生土の基本的施策**

- 発生量の抑制
- 利用の促進
- 処分場の確保

**再生量の抑制**

- 発生量の削減
- 現場内埋戻し
- 工事現場間流通
- リサイクルプラントでの処理

**利用の促進**

- 認定方法等でも発生量を抑制
- 建設発生土の再利用
- 処分場を指定

**処分場の確保**

- 指定処分先候補地

**取り組みの経緯**

福岡市発注の公共工事から発生する建設発生土量は、平成9年度実績で約58万m<sup>3</sup>発生しており、このうち自工再利用率は約10%に留まりました。また、その58万m<sup>3</sup>の発生量のうち道路部材による発生量は約30万m<sup>3</sup>と数を占めていましたが、そのリサイクル率は約5%の1.4万m<sup>3</sup>程度であり、実に28万m<sup>3</sup>

建設リサイクル Vol.77 28

機関誌「建設リサイクル」Vpl.77 2016秋号

○ 福岡市におけるリサイクルプラントの認定制度

■ 民間の建設発生土リサイクルプラントを、地方公共団体のリサイクルプラントとして認定する「建設発生土リサイクルプラント認定審査制度」を設け、建設発生土の再利用を促進

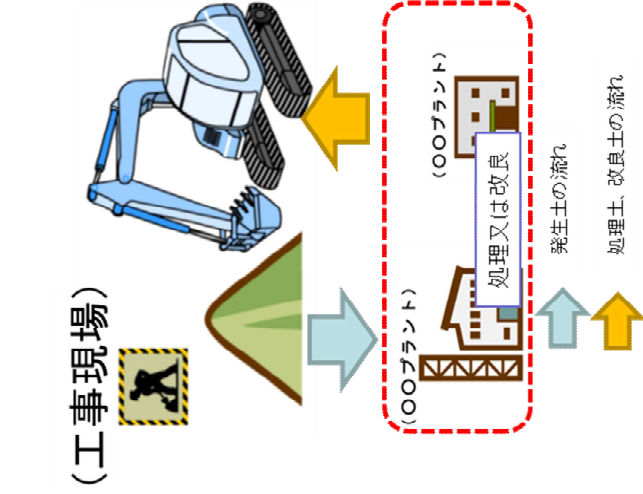
【取組の経緯】

- ・福岡市発注の公共工事から発生する建設発生土量は、平成9年度：約58万m<sup>3</sup>のうち、道路掘削による発生量は約30万m<sup>3</sup>と半数を占めており、そのリサイクル率は5%。
- ・道路掘削による建設発生土は細粒分が多く、埋め戻し材の品質基準が満足していない場合が多い。

・建設発生土リサイクルプラント認定審査基準を制定し、再利用可能なプラントを公募

・建設発生土リサイクルプラントとして認定（平成12年度より）、建設発生土の再利用を促進

・埋め戻し土量に対するリサイクル率  
平成9年度：35% ⇒ 平成26年度：94%  
（リサイクルプラント8社9事業所）



○ 指定処分の実施（国土交通省通知）

別紙  
明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の工事の開始又は完了の時期による、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その移動期間</li> <li>7 設計工程上見込んでいない休日日数等作業不能日数。</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3 工事用仮設道路、資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4 施工者に、消波ブロック、箱製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電磁障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5 有毒ガス及び難燃火災等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般道路を搬入路として使用する場 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol>

条件明示について

平成14年3月28日  
国官技第359号

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長  
あて

国土交通省大臣官房技術調査課長から

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にご覧いただきたく通知する。  
なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

記

1 目的  
「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2 対象工事  
平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3 明示項目及び明示事項（案）  
別紙

4 明示方法  
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとす。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5 その他  
(1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。  
(2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問解答書書により、文書化すること。  
(3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。



条件明示について

平成14年3月28日  
国百技第369号の2

神郷県総合事務局開発建設部長  
各都道府県土木(土木建築)部長  
各政令指定都市建設(土木・道路)局長 } あて  
国土交通省大臣官房技術調査課長から

標記について、別紙のとおり各地方建設局企画部長に通知したので、参考までに送付します。  
(別紙 略)

	<p>2 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p> <p>仮設関係 1 仮留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設物の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3 仮設物の設計条件を指定する場合は、その内容</p> <p>建設副産物関係 1 建設副産物が発生する場合は、発生時の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p> <p>工事支障物件等 1 地上、地下等への占有物件等有害及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移動時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p> <p>薬液注入関係 1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数値、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p> <p>その他 1 工事に資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事に電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>
--	---

○ リサイクル原則化ルール (国土交通省通知)

公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について

平成18年6月12日  
国官技第47号  
国官総第130号  
国営計第37号  
国総事第20号

大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長  
総合政策局事業総括調整官

から

- 注1) 港湾局建設課長
- 航空局飛行場建設課長
- 海上保安庁総務部主計課長
- 各地方整備局企画部長
- 各地方整備局港湾安港部長
- 各地方整備局営繕部長
- 北海道開発局事業総務部長
- 北海道開発局港湾安港部長
- 北海道開発局営繕部長
- 沖縄総合事務局開発建設部長
- 各航空局次長
- 各航空交通管制部次長
- 国土技術政策総合研究所企画部長
- 国土地理院企画部長
- 国土交通大学総務部長
- 航空保安大学校長
- 鉄道局施設環境対策室長
- 気象庁総務部管理管理官
- 各都道府県担当部長
- 各政令指定市担当局長
- 各関係特殊法人等担当理事
- 各関係建設業団体等の担当部長

あて

注2)

※1

建設産業は、我が国の資源利用量の約3割を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の約2割を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の非出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、設計・施工段階における建設副産物の発生抑制を図るとともに、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用および建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進を図られ、中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

公共建設工事における再生資源の利用および再資源化施設の活用については、これまで「再生資源の利用の促進について」(技術審議官または港湾局建設課長、航空局飛行場建設課長通達)および「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号)に基づき実施することとしてきたところであるが、今後の運用方針として「リサイクル原則化ルール」を定めたので、貴職におかれましては、本ルールに基づき、建設リサイクルの推進を図られたい。

なお、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号)は廃止する。ただし、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」について(平成14年5月30日国官技第44号、国官総第127号)および「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(管轄)」について(平成14年5月30日国営計第28号)は引き続き有効とする。

※2

公共建設工事における再生資源の利用および再資源化施設の活用については、これまで「再生資源の利用の促進について」(技術審議官または港湾局建設課長、航空局飛行場建設課長通達)および「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号)に基づき実施することとしてきたところであるが、今後の運用方針として「リサイクル原則化ルール」を定めたので、参考までに送付する。

また、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号)は廃止する。なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村(指定市を除く)に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いする。

(編注)

注1) あてには、※1の文章を追加する。  
注2) あてには、※2の文章を追加する。

## リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかわからず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再生資源の活用には、必要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

### (1)建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の①および②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

①工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

②縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

①建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）

②他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する

③製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、①、③において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができ、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

### 4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

## (2)再生資源の利用

### 1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

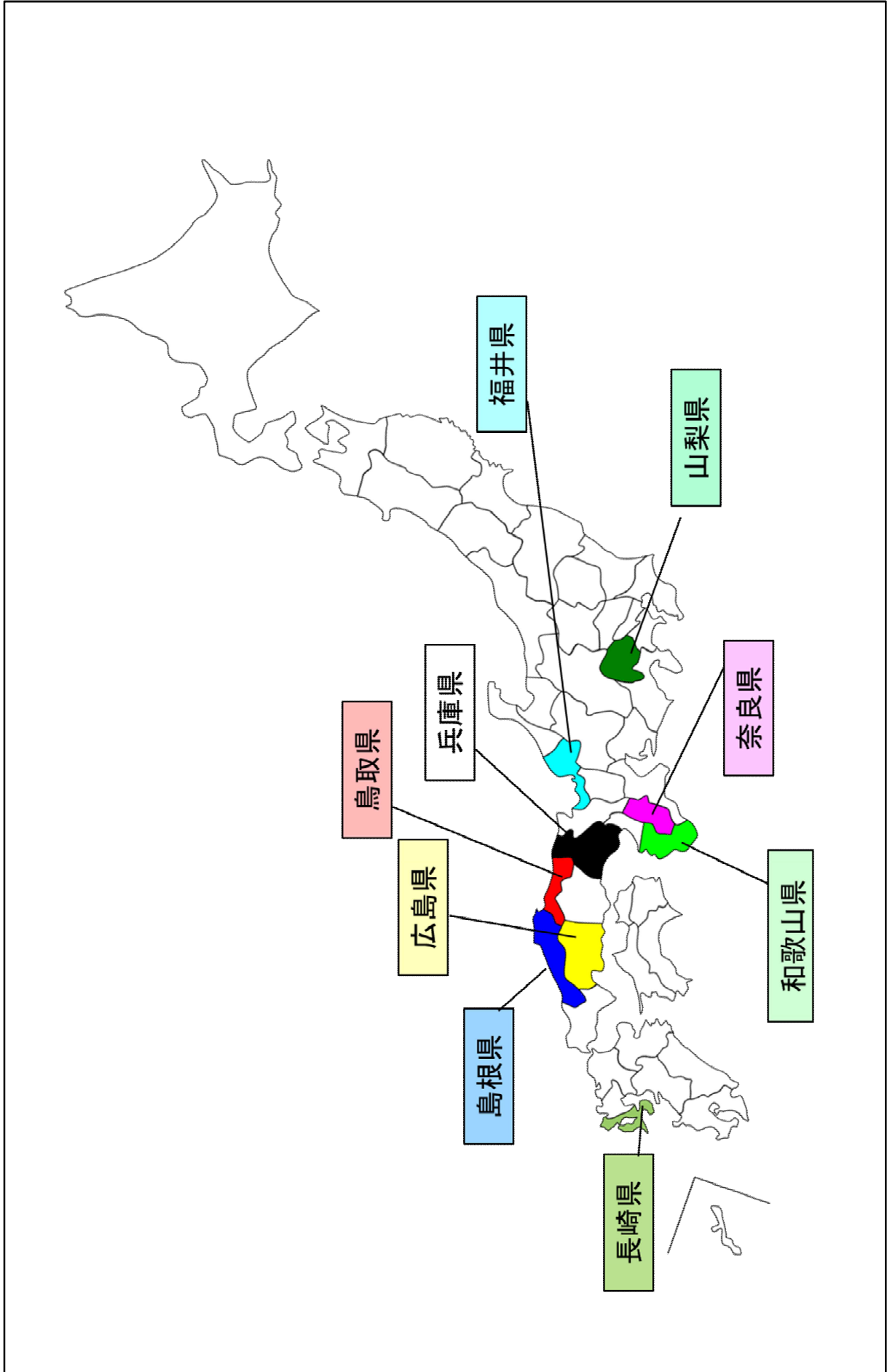
### 2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

### 3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

○ 受入地の登録制度の普及状況（例）



○ 受入地の登録制度の普及状況（近畿地方）

受入地の登録制度の普及

<近畿での事例>

	福井県	兵庫県	奈良県	和歌山県
設立背景	建設発生土の搬出先確保が困難になった	建設発生土の搬出先不足に悩んでいた	建設発生土の適正処理を目的としている	多量の土砂放置による環境保全上の支障が生じており、適正な処分を明確にする必要があった
対象工事範囲	福井県及び市町発注工事	兵庫県土整備部発注工事（他部署や市町村も活用）	奈良県土木部発注工事（他部署や市町村も概ね活用）	和歌山県土木部発注工事（他部署や市町村も活用）
搬出先選定	原則、登録受入地へ搬出し、入地へ搬出している	原則、登録受入地へ搬出している	原則、登録受入地へ搬出している	原則、登録受入地へ搬出している
登録件数	15箇所	139箇所	57箇所	55箇所

取組状況

- 地域の実状を考慮し、次の項目を含んだ受入地登録制度導入  
**手引き書**作成の検討を進めている。
- 法律等により守るべき必須条件と各地域の特性を考慮した  
選択条件

<手引き書の目次（案）>

目次案	内容案
1. 目的	建設発生土受入地登録制度の目的について記載
2. 建設発生土の登録受入地への優先搬出	建設発生土の搬出先優先順位について記載
3. 新規登録申請	受入地の登録申請について記載
4. 継続登録申請	登録受入地の継続登録申請手順について記載
5. 登録申請	登録受入地の登録審査手順について記載
6. 受入が完了した民間受入地	事業が完了した場合の手続きについて記載
7. 登録の取消など	登録取消について記載
8. 先行地方公共団体による運用上の留意点	運用上の課題や留意点について記載

■ 手引き書は、受入地登録制度未導入地方公共団体が導入を検討できるよう、また既に導入済みの地方公共団体は既存制度と比較できるよう協議会メンバーと内容の検討を進めていく。

出典：建設リサイクル推進実施検討小委員会 第11回合同会議

○ 全国暴力追放運動推進センターHP (一部引用)

問題解決は毅然とした対応と早期相談

暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人(一企業)で悩まず、警察や暴力追放運動推進センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本) 組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに個人的人脈を押し付けられることは避けなければなりません。不当要求にに対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理
★トップ目らが「不当要求」は絶対対応しないという基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
★担当者が緊急に報告できる連絡回線を確保する。

2 体制作り
★あらかじめ対応責任者、補助者を指定し、役割を分担し、対応の体制を整えておく。
★対応する責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を表明しておく。
★対応する組織は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を表明しておく。

3 暴力団排除条項の導入
★暴力団等反社会的勢力を排除する観点として、
○暴力団排除条項の導入は取引しないこと
○取引開始後反社会的勢力と判明したならば、解約すること
などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携
★警察や暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携を確保し、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。

有事の対応(不当要求対応要領)

1 来訪者のチェックと連絡
来訪者は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件を把握して、対応責任者に報告し、応答等に案内する。
2 相手の確認と用件の確認
際どい、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。
3 トップは対応させない
いかなりトップ等の決断権を持った者が対応すると、即答を迫られます。次回以降からの交渉で即答を求めた場合、その理由を述べ、社風を伝えることが重要です。

4 対応の人数
相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、後方支援を決めておく。
5 対応場所の選定
素早く駆けつけ、精神的に優位に立つこと。精神的に余裕を持って対応できる場所(自社の応接室)等の管理権や、組織権を確保し、暴力団等の指定する場所や、組織権を確保し、暴力団等に対する対応に絶対に出向かないこと。やむを得ず出向かなければならない場合は、警察に事前・事後連絡をする。

6 湯水の接合をしない
湯水を出すことは、暴力団員が満足し続けることにつながります。可能な限り、相手の要求を認めないこと。また、湯水が溢れ出すような状況は、湯水の量を減らすこと。また、湯水が溢れ出すような状況は、湯水の量を減らすこと。また、湯水が溢れ出すような状況は、湯水の量を減らすこと。

7 書類の作成、署名、押印
暴力団は「書類は押してやるほど」に執拗な要求を繰り返しますが、後日金品要求の材料などに活用します。また、暴力団員等が社会運動に悪用する恐れがあります。必ず、署名や押印は捺印すること。
8 対応内容の記録化
電話や面談の対応内容は、犯罪被害や行政処分、民事訴訟の証拠として重要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。

9 言葉を失わず警察に通報
不審なトラブルを避け、犯罪被害を防止するため、平素の警察、推進センターとの連携が早期解決につながるのです。
10 言葉に注意する
暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、相手の言葉を誘い、又は言葉尻をこらえて激しく糾弾してきます。「申し訳ありません」「検討します」、「考えます」などは断言です。
11 権を失わず警察に通報
不審なトラブルを避け、犯罪被害を防止するため、平素の警察、推進センターとの連携が早期解決につながるのです。

全国暴力追放運動推進センターHP
http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/